

能勢PRキャラクター

「西能 浄」「木勢 るり」イラスト等使用に関する

使用の手引き と Q & A

もえもえN'sプロデュース

施行：平成 26 年 10 月 20 日
改定：令和 元年 10 月 10 日

●もくじ

| | |
|-------------------|-------|
| はじめに《重要》 | 2P |
| 使用に関して | 2～3P |
| 使用料に関して | 3P |
| 申請から使用までの流れ | 3P～4P |
| 使用許諾ができない場合 | 4P |
| 申請内容の変更 | 4P |
| 申請内容の取下げ | 4P |
| 申請内容の取消し | 5P |
| 使用に関するQ&A | 5P～6P |

●はじめに《重要》

能勢PRキャラクター「西能 浄」・「木勢 るり」（以下、「浄」・「るり」という。）のイラスト等を使用する場合は、能勢町または能勢町教育委員会が使用する場合、報道機関が報道目的又は広報の目的で使用する場合、もえもえN's プロデュースが認めた場合を除き、その見本と、企業・団体等の概要書（パンフレット等）を添えて、使用許諾申請書（様式第1号）をもえもえN's プロデュースに提出して下さい。

【例】

- ・「浄」「るり」のイラスト等を使用した商品(食品を含む)を製作、販売する場合
- ・「浄」「るり」のイラスト等を使用したPRグッズ等を製作、配布する場合
- ・「浄」「るり」のイラスト等を使用した看板、HP等を製作、掲示する場合

◎申請書に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送または FAX、メールにて送付して下さい。

書類提出/問い合わせ先

浄るりシアター 能勢PRキャラクター使用受付係

〒563-0341 大阪府豊能郡能勢町宿野 30

電話：072-734-3241（8時30分から17時まで）

FAX：072-734-3241

E-mail：jyoruri@town.nose.osaka.jp

申請書は <http://www.ojyo-ruririn.com/how-to/> からダウンロードしてお使い下さい。

※使用できるイラスト等の詳細については別紙「お浄&るりりんイラスト一覧」参照

●使用に関して

①イラスト等の著作権は、もえもえN's プロデュースに帰属します。

②使用に当たっては、以下の項目を明示してください。

「©もえもえN's●●●● 能勢PRキャラクター西能 浄・木勢 るり」もしくは「©もえもえN's●●●● 能勢PRキャラクターお浄&るりりん」

※●●●●には許可番号が入ります。明示が困難な場合は、事前にお申し出下さい。

文字の大きさ、フォント等の指定はありません。

※原則、「浄」「るり」はセットで使用して下さい。

(使用パターン)

- 「浄」等身バージョンと「るり」等身バージョン……○
- 「浄」二頭身バージョンと「るり」二頭身バージョン…○
- 「浄」等身バージョンと「るり」二頭身バージョン……×
- 「浄」二頭身バージョンと「るり」等身バージョン……×
- 「浄」等身バージョンのみ……………△
- 「浄」二頭身バージョンのみ……………△
- 「るり」等身バージョンのみ……………△
- 「るり」二頭身バージョンのみ……………△

※△印については、検討事項とさせていただきます。

- ③使用する大きさに制限はありません。
- ④イラスト等に動きを付ける、変更を加えることは原則禁止です
- ⑤申請時には申請書とともに、企業・団体等の概要書、使用品の見本を提出して下さい。
使用品の見本は、イラスト等がどのように使用されるか具体的にわかるものに限ります。現物の提出が困難な場合は、写真や図面等に変えることも可能です。

●使用料に関して

「浄」「るり」のイラスト等の使用料は無料です。

●申請から使用までの流れ

- ①使用許諾申請書の提出
 - ⇒申請書、企業・団体の概要、使用品の見本を添付して下さい。
 - ⇒84 円切手を貼付し、送付先住所、氏名を明記した返信用封筒も同封して下さい。
- ②もえもエ N'sP（事務局：浄るりシアター）による受付及び審査
 - ⇒審査の結果、許可が下りない場合もあります。
 - ⇒食品類への使用の場合は、製造物に対する責任所在を明示するようお願いします。

【表記例】

『能勢 PR キャラクター「西能 浄」・「木勢 るり」商標権者のもえもエ N'sP
は製造者ではなく、本商品に何ら責任を負うものではありません』

- ③使用許諾書の送付
 - ⇒使用許諾後、もえもエ N'sP と使用許諾契約を別に締結していただきます。
契約の手続き方法については、改めて連絡します。
 - ⇒使用許諾契約書には、会社、団体等の場合は「社印及び代表者印」、個人の場合は「実印又は認印」をご捺印下さい。

④使用品の作成

⇒イラスト等の使用及び管理を適切に行うため、使用品の作成については原則、もえもエ N'sP が指定する業者が請負います。

【注意】

当初の申請から内容の変更がある場合は、別途使用許諾申請変更書により対応します。

●使用許諾ができない場合

- ①法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ②能勢町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- ③第三者の利益を害するものと認められる場合
- ④特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- ⑤政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- ⑦イラスト等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ⑧「浄」・「るり」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑨イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合
- ⑩その他、もえもエ N'sP がイラスト等の使用が適当でないと認める場合

●申請内容の変更

契約内容、使用許諾申請書の内容を変更する場合は、当初締結した契約書又は、送付した許諾書の写しを添えて、使用許諾変更申請書（様式第4号）を淨るりシアターに提出して下さい。

●申請内容の取下げ

契約内容、使用許諾申請書の内容を取下げる場合は、当初締結した契約書又は、送付した許諾書の写しを添えて、使用許諾取下げ申請書（様式第7号）を淨るりシアターに提出して下さい。

●申請内容の取消し

申請内容に虚偽があった場合、遵守事項に違反した場合は、使用許諾を取消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収、撤去を行ってください。なお、当該使用物に係った制作費、回収及び撤去に係る経費について、もえもえN's プロデュースは一切責任を負いません。

●使用に関するQ&A

Q1. 「浄」・「るり」のデザイン、色彩等を変えて使用することは可能ですか？

A1. デザインの変更は認めません。ただし、トリミング又は他の図形を重ねることに關しては、本来のイメージを損なわない範囲で使用を認めます。また、色彩の変更は認めません。

Q2. 指定イラスト以外のポーズ等を使用したい場合はどうすれば良いですか？

A2. もえもえN's プロデュースが指定するデザイナーに新しいイラストを制作させ使用することが可能です。その際、新しいイラストの制作費は使用者の負担とし著作権を含むすべての権利は、もえもえN's プロデュースに帰属します。

Q3. 会社の名刺、企業・団体のパンフレット、広告看板、包装紙等にイラストを使用することは可能ですか？

A3. 特定の企業のキャラクターと誤認させることのないよう、『©もえもえN'sP ●●●● 能勢PRキャラクター西能 浄・木勢 るり』と明示されている場合は使用可能です。

Q4. 「浄」・「るり」の背面に星やハート等、他の図形を入れることは可能ですか？

A4. 「浄」・「るり」の背面であれば可能です。ただし、「浄」・「るり」のイメージを損ねると判断した場合は、相談の上で修正させていただきます。

Q5. 「浄」・「るり」を使用する際、「浄」・「るり」のセリフとして吹き出しを付けることは可能ですか？

A5. 「浄」・「るり」にセリフを付けることは可能ですが、能勢PRキャラクターとして品位に欠ける使い方、性格付けやイメージ付けがなされる使い方、特定企業をイメージ、宣伝させるような使い方はできません。また、「浄」・「るり」は現役の女子高校生なので、飲酒や喫煙をイメージさせるような使い方もできません。

Q6. 商品名に「浄」・「るり」を使用することは可能ですか？

A6. 「浄」・「るり」と商品名を直接結びつけた商品名をつけることはできません。

【例：形、柄、パッケージに「浄」・「るり」が使用されている場合】

「浄」・「るり」チョコ：× → 「浄」・「るり」のチョコ：○

「浄」・「るり」ストラップ：× → ストラップ（「浄」・「るり」バージョン）：○

「浄」・「るり」Tシャツ：× → Tシャツ（「浄」・「るり」柄）：○

「浄」・「るり」緑茶：× → 緑茶（「浄」・「るり」パッケージ）：○

「浄」・「るり」の“特定商品名”：× → “特定商品名”（「浄」・「るり」版）：○

Q7. 商号に「浄」・「るり」を使用することは可能ですか？

A7. 商号への使用は一切認めません。

【例】

「浄」・「るり」ケーキ店：× → 商号への使用は一切不可能です。

Q8. 「浄」・「るり」を使用した場合、「浄」・「るり」はその団体の公認キャラクターにしなければいけないのでしょうか？

A8. お見込みのとおり。新聞、テレビ等の報道機関が、報道目的又は広報の目的で使用する場合を除き、「浄」・「るり」を使用した団体等は、「浄」・「るり」をその団体等の公認キャラクターと位置付けて下さい。

不思議の国のアリス 王様の剣 ピノキオ ピーターパン

※その他、ご不明な点は、浄るりシアター 能勢 PR キャラクター使用受付係（2P）にご相談ください。